

2013年7月23日

国土交通省
九州地方整備局長 吉崎 収 様

石木ダム建設絶対反対同盟
ダムからふるさとを守る会
石木川の清流を守り川棚川の
治水を考える町民の会
石木川まもり隊
水問題を考える市民の会
石木川の清流とホテルを守る
市民の会

連絡先：

長崎県東彼杵郡川棚町下組郷 2 7 2 - 4

生月 光幸

電話：0956-27-7505

長崎県石木ダム建設事業に係る事業認定拒否を求める申入れ

- (1) 御庁は、標記の事業認定申請に関して、本年3月22日及び23日に公聴会を開催されました。
この公聴会で、関係地権者および専門家、市民など11組の公述人が、石木ダム建設に反対する意見を述べました。
関係地権者が述べた用地提供を拒否する理由、専門家や市民が述べた川棚町の治水にも佐世保市の利水にも石木ダムは不要である理由は、事実に基づき、説得的であり、且つ心にひびくものでした。
一方、起業者を含む9組の公述人が、ダム建設を推進する意見を述べましたが、ダム建設を不要とする公述にかみあった、科学的な論拠は聞かれませんでした。
- (2) 佐世保市当局は、石木ダム建設事業に係る水道設備整備事業について、本年1月22日、2月21日及び3月14日の3回に亘って再評価を行い、「事業継続」の方針を決定して、所管の厚生労働省へ報告しました。しかし、この再評価について、再評価の審議をした委員会は、専門性、中立性が担保されていない。市当局は、この再評価において従来の計画を総括せず、放棄した。市当局が策定した新たな水需要計画は、合理的な根拠がなく願望に基づくものである。市当局は、水道水源を

77,000 m³/日しかないと説明しているが、従来から利用し今後も利用できる水源を排除している。石木ダム建設によって、佐世保市民と国民は、354億円余のムダな負担を強いられる。石木ダム建設は水没予定地域住民の居住権、財産権など基本的人権を侵害する。

・・・などの問題があり、私たち市民団体は、所管の厚生労働省へ、その旨意見書を提出しました。【資料1．厚生労働省への意見書・写】

(3) 本年3月、長崎市が、同市の水需給計画を見直し、それに基づき本明川ダムの利水事業から撤退する方針を発表しました。

ダム検証のあり方を問う科学者の会は、長崎市の水需給計画を分析して、これを妥当な手法と認定し、その手法によって、佐世保市が1月に発表した水需給計画を分析しました。

その結果、同会は、佐世保市の水需給計画が、あまりにも非科学的であり、抜本的な見直しが必要であると結論しました。

同会は、去る7月8日、佐世保市当局へ、「あまりにも非科学的な水需給計画を見直し、石木ダム計画から撤退すべきである」と申入れを行いました。【資料2．科学者の会の意見書(その2)・写し】

(4) 佐世保市当局は、1月に発表した水需要予測で、工業用水の大幅な増加を見込んでいます。その根拠は、地元造船会社の経営計画です。

ところが、その経営計画に基づいて策定した工業用水需要予測の資料に基本的な錯誤がありました。更にその造船会社は、その後、経営規模を縮小する新たな経営計画を今年5月に発表しました。

従って、工業用水の大幅増加を見込んでいる水需要予測の根拠に疑問が生じています。

私たち市民団体は、その疑問を質すために、当局へ7月8日に公開質問を行いました。【資料3．公開質問状・写し】

(5) 上述のとおり、佐世保市水道の利水のために石木ダムが必要だとする当局の主張に科学的な根拠が無いことが明らかにされています。

また、川棚町の治水のためにも不要であることは明らかにされています。不必要なダム建設のために、現に住民が生活し、生業を営んでいる地域を強権で取り上げること即ち強制収用は生存権侵害であり、あってはならないことです。【参照：土地収用法第20条。同法逐条解説】

従って、強制収用の条件づくりである事業認定は不要であり、御庁が石木ダム建設事業起業者が申請した事業認定を拒否されるよう求めるものであります。

(以上)